日本農福連携学会　会則

令和７年 12 月 14 日　制定

第１章　名称及び事務局

第１条　名称

本会は，日本農福連携学会（英語名：The Social Farming Academic Society of Japan）と称する。

第２章　目的及び事業

第２条　目的

本会は，農福連携について，農学，社会福祉学，医学，教育学，工学，法学，経済学等の各研究領域の専門家が共同で実施した議論や研究成果の集積を通じ，それらを現場に還元するプラットフォームや実践者の活動を支えるコミュニケーションの場となることを目的とする。

第３条　事業

１　本会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

（1）農福連携の現場で役立つ研究成果の発信

（2）領域横断的なものを含む議論や研究成果の蓄積，共同研究の実施

（3）農福連携の現場から発信された情報の把握，会員間での共有

（4）研究者と実践者の活発な交流，意見交換，知見やスキル向上の取組

（5）（1）から（4）に掲げる事業を奨励，推進するための表彰・助成の取組

２　前項に掲げる事業のために必要な学会誌，学会賞等に関する本会の取扱いについては，別に定めるところによる。

第３章　組織と運営

第４条　会員

１　本会の会員は，次のとおりとする。

（1）正 会 員：本会の目的に賛同する研究者，農福連携の実践者である個人

（2）学生会員：本会の目的に賛同する学生

２　会員の権利は，次のとおりとする。

（1）正会員は，会員総会への参加，役員への就任のほか，学会大会での報告，学会誌への投稿その他の第３条に掲げる事業に参加することができる。

（2）学生会員は，役員への就任を除き，正会員と同様の権利を有する。

３　会員資格の得喪については，次のとおりとする。

（1）会員資格の取得

入会により会員資格を取得する。入会を希望する者は，入会申込書により会員１名以上の推薦を得て，事務局に申請する。事務局は，理事会による入会申込みの承認後，年会費の納入日をもって入会とする。

（2）会員資格の喪失

退会，死亡又は失踪宣告，除名による。

ｉ）退会

退会を希望する会員は，事務局にその旨を連絡する。

ⅱ）除名

会員が，当該年度を含めて２年間の会費を納入しないとき，本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為をしたときには，会長は，理事会の議決を経て，これを除名することができる。

４　年会費は，次のとおりとする。

（1）正 会 員：6,000 円

（2）学生会員：3,000 円

第５条　役員

１　本会の運営のため，次の役員を置く。

（1）常任理事

①会　　長：本会を代表し，会務を統括・執行する１名とする。

②副　会　長：会長を補佐する２名とする。また，会長がその職務を担うことができなくなったときには，会長を代理する。

③総務担当理事：本会の総務・会計を担当する１名とし，事務局を兼ねるものとする。また，その事務の一部を株式会社農都共生総合研究所に委託することができる。

④企画担当理事：シンポジウムや研究会等の企画・実施を担当する１名とする。

⑤編集担当理事：学会誌の編集を担当する１名とする。

⑥広報担当理事：広報を担当する１名とする。

（2）理事（常任理事の補佐）

：常任理事を補佐する。補佐すべき業務内容は，都度，常任理事会で決する。

（3）ブロック理事：北海道，東北，関東，中部，近畿，中国・四国，九州・沖縄地方の全国７ブロックにおいて，各地域に根差した取組を推進する。

（4）監　　事：本会の会務・会計を監査する２名とする。

２　役員は兼務することができる。ただし，会長が副会長を兼務すること，常任理事，理事（常任理事の補佐）又はブロック理事が監事を兼務することはできない。

３　役員の選出は次のとおり行う。

（1）理事（第１項に掲げる常任理事，理事（常任理事の補佐），ブロック理事を言う。）及び監事は，会員総会が選出する。

（2）会長及び副会長は，理事会において，互選により選任する。

（3）常任理事は，会長が推薦し，理事会の承認により選出する。

（4）理事（常任理事の補佐）及びブロック理事は，常任理事が推薦し，理事会の承認により選出する。

（5）役員の選出の詳細は，別に定めるところによる。

４　役員の任期は，就任日より２年間とする。ただし，その再任を妨げない。

第６条　会議

本会の会議は，会員総会，理事会，常任理事会とし，その内容は以下のとお

りとする。

１　会員総会

（1）会員総会は，本会の組織運営の最高決議機関であり，正会員及び学生会員をもって組織する。

（2）会員総会は毎年１回開催する。ただし，会長及び理事会が必要と認めた時は，臨時総会を開催することができ，電子メール等による審議もできることとする。

（3）会員総会は，会務報告，決算報告，監査報告，事業計画，予算，その他の重要事項を審議・議決する。

（4）総会は会長がこれを招集し，議長となる。

（5）会員総会は，委任状を含めて会員総数の２分の１の出席によって成立し，その議決は出席者の過半数により決する。可否同数の場合は，会長が決する。

２　理事会

（1）理事会は，常任理事，理事（常任理事の補佐）及びブロック理事により構成する。

（2）理事会は，本会の業務や運営に関する重要事項を審議・決定する。

（3）理事会は，会長がこれを招集する。

（4）理事会は，委任状を含めて現理事数の２分の１の出席によって成立し，議決することができる。可否同数の場合は，会長が決する。

３　常任理事会

（1）常任理事会は，常任理事により構成する。ただし，会長が必要と認めるときは，理事（常任理事の補佐）をこれに参加させることができる。

（2）常任理事会は，本会の業務や運営に関する事項を審議・決定する。

（3）常任理事会は，会長がこれを招集する。

第７条　研究倫理の遵守

会員は，研究活動等をするに当たっては，研究倫理に係る各種ガイドライン等を遵守することとする。会長は，必要に応じて，正副会長を含む倫理委員会を招集することができる。

第４章　会計

第８条　会計

１　本会の費用は，会費その他の収入をもってこれに充てる。

２　本会の決算，監査及び予算は，理事会での議決を経て，会員総会の承認を受け，これを会員に公開しなければならない。

３　総務担当理事は，理事会及び会員総会に前年度の決算報告並びに当年度の予算案を提出しなければならない。

４　監事は，理事会及び会員総会に会計監査結果を報告しなければならない。

第９条　会計年度

本会の会計年度は各年４月１日にはじまり，翌年３月 31 日に終わる。

第５章　会則の改正

第 10 条　本会則は，総会の決議により改正することができる。

附則

・令和７年 12 月 14 日

第４条第３項第１号及び第５条第３項については，設立総会までの間，以下のとおり読み替えるものとする。

第４条第３項第１号

会員は，入会により会員資格を取得する。入会を希望する者は，入会申込書により学会設立発起人１名以上の推薦を得て，事務局に申請する。事務局は，設立準備委員会による入会申込みの承認後，年会費の納入日をもって入会とする。

第５条第３項

役員候補者の選出については，次のとおりとする。

(1) 設立準備委員会は，当該委員２名以上の発議により会長候補者を推挙し，委員の４分の３以上同意をもって，会長候補者を選出する。

(2) 会長候補者を除く常任理事候補者は，会長候補者がこれを指名し，その結果を設立準備委員及び発起人に報告する。

(3) 理事（常任理事の補佐），ブロック理事及び監事の候補者は，常任理事候補者がこれを指名する。

(4) 全ての役員候補者は，本会の発足に向けて必要な業務に従事することとし，設立総会における承認をもって，それぞれ役員に就任する。

・令和７年 12 月 14 日

本会則は，令和７年 12 月 14 日より施行する。